

浄化槽には年1回の法定検査の 受検が義務付けられています！

浄化槽を使用される方は、正しい使い方を心掛けていただくことはもちろんですが、浄化槽を適正に維持管理していくために、浄化槽法に定められた3つの義務を必ず守らなければなりません。それは、浄化槽の**保守点検**と**清掃**、そして**水質に関する検査**です。

この水質に関する検査とは、浄化槽法第11条に規定されていることから、一般に**法定検査**と呼ばれており、毎年1回受検しなければなりません。また、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽を問わず、現在設置されている全ての浄化槽が対象となります。

浄化槽をお使いの方が守らなければならない3つの義務とは

- 1 保守点検** 浄化槽の様々な装置が正しく作動しているか点検・診断します
- 2 清掃** 浄化槽内にたまった汚泥などを取り除き、内部を洗浄します
- 3 法定検査** 正常な機能を発揮しているかを総合的に検査します



3つの義務を守ることで水環境を守るトライアングルが完結します！

この法定検査は、浄化槽が正しく使用されているか、保守点検や清掃が法令に定める基準どおり行われているか、浄化槽からの放流水が河川等を汚していないかを、東京都知事が指定した検査機関が公平・中立な立場で検査し、“適正”や“おおむね適正”又は、“不適正”の3段階で判定をするもので、公衆衛生上、極めて重要な検査です。

この機会に継続的に受検いただきますようお願いいたします。

法定検査の検査内容をご紹介します

小型合併浄化槽【嫌気ろ床接触ばっ気方式】でご説明します（検査時間は30分程度です）



公益財団法人東京都環境公社の検査員による実際の検査風景

外観検査

設置状況 槽が浮上又は沈下していないか、破損はないか、槽内の設備はちゃんと固定されているか、雨水や土砂が流れ込んでいないかを確認します

使用の状況

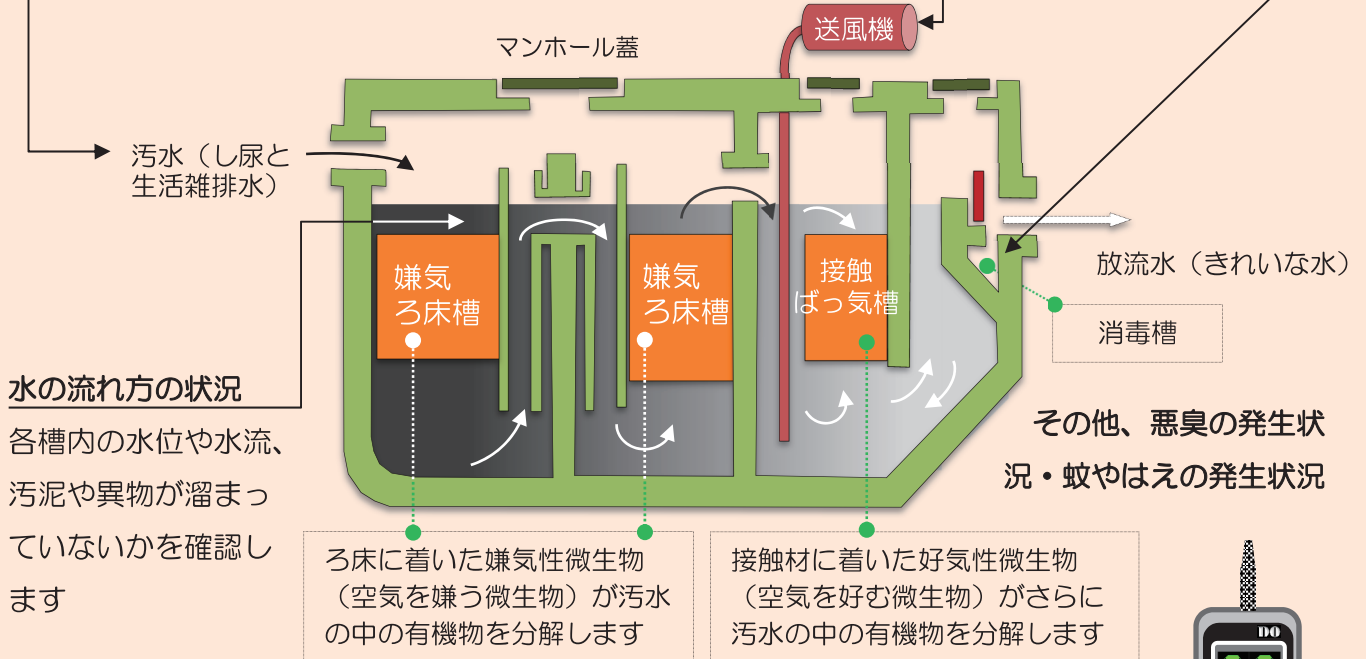
特殊な排水や異物が流れ込んでいないかを確認します

設備の稼働状況

送風機を動かすポンプやばっ気装置などの設備がきちんと動いているかを確認します

消毒の実施状況

消毒剤の有無、処理水と消毒剤の接触状況などを確認します



水質検査

水素イオン濃度指数（pH） 溶存酸素量（DO） 透視度 残留塩素濃度 汚泥沈殿率などを測定します

書類検査

保守点検の記録の有無、保守点検記録の内容、保守点検の回数、清掃の記録の有無、清掃の記録の内容、前回の清掃日などを確認します

検査の結果、判定が「不適正」であっても、それ自体へのペナルティはありません。ただ、改善を怠り放置し続けていると、基準を満たしていない放流水が河川等を汚すおそれがありますので、検査結果書の指示に従って関係業者に相談するなど、適切な措置を講じていただくことが重要です。

法定検査の
申込み先

公益財団法人 東京都環境公社 多摩分室 TEL 042-595-7982
〒190-0022 立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内

